

LPガスの料金透明化・取引適正化のための 商慣行是正について

～賃貸集合住宅における実効性確保に向けての提案～

2023年7月24日

一般社団法人

全国消費者団体連絡会

前事務局長 浦郷由季



一般社団法人全国消費者団体連絡会

- 1956年設立 消費者団体の全国的な連絡組織
- 1990年代～ 政策提言型運動へと転換し、PL法・消費者契約法制定に取り組む
- 2000年代～ 消費者基本法・食品安全基本法・消費者団体訴訟制度等の制定
- 2009年 消費者庁設置
- 2013年4月 一般社団法人に移行

**「消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と
消費者運動の発展に寄与すること」を目的として活動**

現在、49団体で構成（地域単位の消費者連絡組織 26 全国的消費者団体14
消費者問題に関わる非営利組織 9）

緩やかにつながりながら、消費者問題、食品の安全・表示、環境・エネルギーなどくらしに関わる様々なテーマについて、国の審議会等への委員参加やパブコメの提出などを通して、消費者の立場から意見発信を進めている。
また専門家や行政などと連携し、学習活動・政策提言・立法運動に取り組んでいる。
HP・Facebook・Twitterでも情報発信

本日、お話しすること

1. LPガス取引適正化問題と全国消団連の取り組み
(2016年～2023年)
2. 商慣行是正の実効性確保のために
資源エネルギー庁
国土交通省
公正取引委員会
消費者庁
消費者委員会
LPガス事業者(業界団体)
消費者団体
3. 最後に

1. LPガス取引適正化問題と全国消団連の取り組み

- 2016年8月 LPガス販売における情報開示に関するアンケート
(事業者及び都道府県LPガス協会対象)
- 2016年10月 『家庭向けLPガス販売における価格・取引の透明化を求める要請書』発出
- 2017年1月 取引適正化指針に関する学習会開催
パブリックコメント提出
- 2017年2月 資源エネルギー庁
「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」策定
しかし、事業者は守らず、行政は守らせることが出来ない状態

- 2019年1月 『LPガスの料金透明化と取引適正化に向けた意見』発出
- 2019年2月 総務省「行政評価局調査テーマ候補の意見募集」に対し、「液化石油ガスの取引適正化状況の調査」を要望
- 2020年2月 『LPガスの料金透明化と取引適正化に向けた意見』発出
- 2020年8月 学習会開催
- 2020年11月 『LPガス無償配管・無償貸与等による料金の不透明に対し抜本的対策を求める要請書』発出
- 2021年3月 LPガス事業者団体に対し、『LPガス料金の不透明に対し抜本的対策を求める要請書』発出
及びLPガス販売に関するアンケート調査実施
- 2021年6月 経済産業省、国土交通省
「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い」通知

- 2021年8月 学習会開催(アンケート調査結果の報告)
北海道新聞、LPガス業界紙等で報道される
- 2021年12月 朝日新聞全国版トップ記事としてLPガス取引の商慣行
について報道される
- 2022年2月 当時の萩生田経産大臣が定例記者会見において
「貸付配管、無償貸与については解決すべき課題」と発言
- 2022年3月 『住宅付属設備等に係るLPガス料金の不透明に対し
抜本的対策を求める要請書』発出(国交省、公取も含む)
- 2022年9月 学習会開催
- 2023年3月 資源エネルギー庁
「液化石油ガス流通ワーキンググループ」再始動
商慣行是正に向けた議論に参加 ⇒ 施行規則改正の方向性

2. 商慣行是正の実効性確保のために

資源エネルギー庁

- ・今回のWGで示された対応方針には基本的に賛成
- ・制度改正の周知徹底
 - ⇒事業者にはもちろん、マスコミを通じて社会にも広く知らせる
- ・改正に伴う監督行政の「検査」項目の見直し、及び執行機関に対する教育研修の実施
 - ⇒検査項目への料金表示、情報提供などの追加、改正に至る背景を含め消費者保護の観点での教育
- ・フォローアップとして、WGの継続、地方のLPガス懇談会での進捗確認
- ・関係省庁（国交省、公取委、消費者庁、消費者委員会）との連携をしっかりと図る

国土交通省

- ・経産省と連携した、賃貸物件におけるLPガス料金の情報提供を依頼する通知は大きな第一歩！
- ・再度、情報提供の通知を周知徹底すること
 - ⇒料金情報がないときは、オーナー・管理会社・仲介業者からLPガス事業者へ情報提供を求めるようお願いしたい
- ・これまでの商慣行による取引(無償貸与)はしないよう周知に努める
 - ⇒施行規則改正により、違反したLPガス事業者には罰則もある
 - オーナー・管理会社へは液石法への理解も含め周知
- ・フォローアップも経産省と連携して継続して行うことを要望する

公正取引委員会

- ・事業者間の商慣行が過剰な状況となり、結果的に消費者に不利益がもたらされる
- ・1999年公取委はLPガス販売の実態調査・報告を行った
 - ⇒ここで報告された販売実態や公取委が示した懸念は24年経った今も改善されず、不公正な取引が行われている
- ・2022年11月独占禁止懇話会でのLPガス不公正取引についての質疑応答
 - ⇒企業取引課長より、「LPガスについては平成11年に実態調査報告を行い、我々としても、関心を持って対応してきており、今後も十分に注視してまいります」
- ・LPガス販売実態調査の再調査を要望する

消費者庁

- ・消費者に対し、LPガス料金に関する情報発信
 - ⇒LPガス利用の賃貸集合住宅では契約前にLPガス料金の確認を！
 - 消費生活相談窓口での相談(被害)事例の共有、注意喚起
- ・顧客確保の勧誘方法にも問題がある
 - ⇒特商法違反の行政措置も行われているが、今後もしっかりと目を光らせてほしい

消費者委員会

- ・エネ庁から最終報告をする場を設けてほしい。
 - その際、国交省・公取委・消費者庁に、参加と今後の対応についての受け止めの報告もお願いしたい

LPガス事業者（業界団体）

- 賃貸集合住宅のLPガス料金の情報提供の徹底
 - ⇒ LPガス事業者からの情報がないと消費者は知ることが出来ない
 - 消費者の選択の機会をしっかりと確保してほしい
- 制度改革に対する受け止め（特に大手事業者は率先して）
 - ⇒ 制度遵守の宣言（自主適合宣言）をする
 - 抜け駆けを許さない環境を作るには業界の意識改革が必要！
 - 地域に根差し消費者に支持され選ばれるLPガス業界となる
 - ためのビジョンを示してほしい
- 業界全体で進捗状況の確認、報告

消費者団体

- ・LPガス料金の課題の共有

⇒まずは消費者団体の中で共有し、各地で行われるLPガス懇談会に問題意識を持って臨み、消費者の不利益が是正されているかチェックする

- ・調査活動の継続

⇒LPガス料金の問題がここまで解決の方向に動いたのは、北海道や神奈川の消費者団体の地道な調査活動の成果さらに広く多くの団体を取り組めるよう支援する

- ・マスコミへの働きかけ

最後に・・・

- ・今回、施行規則改正に踏み切った意義は大きいですが、実効性が確保されなければ意味がない
- ・消費者の不利益につながる商慣行をLPガス業界全体で是正し、料金透明化・取引適正化に向け取り組んでほしい
- ・行政も連携してフォローアップをして実効性の確保を！
- ・消費者団体も学習会等を通じ、学び、考え、行動する消費者を育てるよう取り組んでいきたい

LPガスは消費者の生活に欠かせないエネルギーです。
誰もが納得して利用できるものとするために
皆さんで連携して取り組みましょう

ご清聴ありがとうございました